

4区と都で自転車シェアリングの「基本協定」を締結 ～広域的な相互利用の実現に向けて～

都心部で自転車シェアリングに先駆的に取り組む4区（江東区、千代田区、港区及び中央区）と都は、今後のさらなる展開に向けて「基本協定」を締結することになりましたので、お知らせします。

今後、この協定に基づき、各区との連携を一層強化し、具体的な課題の整理や検討を進め、区境を越えた広域的な相互利用の実現など、自転車シェアリングの更なる利便性向上に取り組んでいきます。

1 協定の概要

(1) 協定の締結者

- ・江東区、千代田区、港区、中央区及び東京都

(2) 協定の内容

主に次のことに関し区と都が相互に協力

- ・各区の自転車シェアリング事業の円滑な実施
- ・各区の自転車シェアリング事業の今後の広域的な相互利用の実現 など

2 協定締結式（詳細は別紙取材案内を参照）

(1) 日 時 平成27年3月3日（火） 10時45分から11時00分まで

(2) 場 所 都庁第一本庁舎7階知事室（特別応接室）

(3) 出席者 江東区長、千代田区長、港区長、中央区長、東京都知事

(4) 実施内容 協定書署名、記念撮影、各区長及び知事からの発言
(予定)

※協定締結式の取材を希望される場合は事前に別紙にて申し込みください。

(参考)各区の自転車シェアリング事業の実施状況等

(平成27年1月末現在)

区	江東区	千代田区	港区	中央区
開始時期	H24年11月	H26年10月	H26年10月	H27年度予定
地域 ・ 規模等	臨海部 21ステーション 300台	区内全域 27ステーション 250台	環状2号線周辺 地区、港南地区、 六本木地区 17ステーション 210台	区内全域 約20ステーション 約200台

・自転車シェアリングとは

一定の地域内に複数配置されたステーションにおいて自由に貸出・返却できる貸し自転車で、借りたステーションとは異なるステーションに返却することが可能なシステム

<問い合わせ先> 環境局都市地球環境部環境都市づくり課 担当:三浦、大野
直通:03-5388-3452 または 3525 都庁内線:42-730 または 783